4　法第六十六条の十三第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十条第一項又は第百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とした金額（以下この項において「還付対象設備廃棄等欠損金額」という。）がある法人が同法第八十条第四項又は第百四十四条の十三第九項若しくは第十項の規定に該当することとなつた場合において、同法第八十条第四項において準用する同条第一項の規定又は同法第百四十四条の十三第九項において準用する同条第一項の規定若しくは同条第十項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定を適用するときは、当該還付対象設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の欠損金額のうち当該還付対象設備廃棄等欠損金額に相当する金額は、ないものとする。

第三十九条の三十を次のように改める。

（協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第三十九条の三十　法第六十七条の八第一項に規定する協同組合等が同項に規定する普通出資を有する場合における法人税法施行令第二十二条の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七条の八第一項（協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する協同組合等が有する同項に規定する普通出資を除く」とする。

第三十九条の三十一第四項中「法人税法第六十一条の十三第一項」を「法人税法第二十七条、第六十一条の十三第一項」に、「及び第六十二条の五第二項」を「、第六十二条の五第二項及び第百四十二条の二の二（同法第百四十二条の十の規定により準じて計算する場合を含む。）」に改め、同条第五項第二号イ及びロ中「及びル」を「、ル及びヲ」に改める。

第三十九条の三十二第一項中「法人税法第六十一条の十三第一項」を「法人税法第二十七条、第六十一条の十三第一項」に、「及び第六十二条の五第二項」を「、第六十二条の五第二項及び第百四十二条の二の二（同法第百四十二条の十の規定により準じて計算する場合を含む。）」に改め、同条第二項第二号イ及びロ中「及びル」を「、ル及びヲ」に改める。

第三十九条の三十二の二第一項中「並びに法人税法」の下に「第二十七条、」を加え、同項第一号中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第四号」に、「第八条第一項第十六号」を「第八条第一項第十八号」に改め、同項第二号中「第二十四条第一項第四号又は第五号」を「第二十四条第一項第五号又は第六号」に、「第八条第一項第十八号」を「第八条第一項第二十号」に改め、同条第十項中「同項第十一号及び第十三号」を「同項第十二号及び第十四号」に改める。

第三十九条の三十二の三第一項第二号中「第八条第一項第十七号」を「第八条第一項第十九号」に改め、同項第三号中「第二十四条第一項第四号又は第五号」を「第二十四条第一項第五号又は第六号」に、「第八条第一項第十八号」を「第八条第一項第二十号」に改め、同条第二項中「法人税法」の下に「第二十七条」を加え、同条第十項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十二項の表第八条第一項第十七号イの項中「第八条第一項第十七号イ」を「第八条第一項第十九号イ」に改め、同表第九条第一項第十二号及び第十三号の項中「第九条第一項第十二号及び第十三号」を「第九条第一項第十三号及び第十四号」に改め、同条第十三項の表所得税法施行令第六十一条第二項第四号イの項中「第六十一条第二項第四号イ」を「第六十一条第二項第五号イ」に改め、同表法人税法施行令第二十三条第一項第四号イの項中「第二十三条第一項第四号イ」を「第二十三条第一項第五号イ」に改める。

第三十九条の三十三の三第一項及び第二項中「第八項」を「第十項」に改め、同条第四項中「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に、「の同項」を「の同条第六項」に改め、同条第五項中「が同項」を「（次項において「外国金融機関等」という。）が同条第七項」に改め、同条第六項中「に規定する外国金融機関等のうち法第四十二条の二第四項第一号イ」を「の外国金融機関等（法第四十二条の二第六項第一号イ」に、「が法」を「に限る。）が法」に改め、「判定」の下に「及び法第六十七条の十七第七項の外国金融機関等（法第四十二条の二第六項第一号ロに掲げる外国法人に限る。）に係る法第六十七条の十七第八項において準用する法第四十二条の二第二項に規定する他の外国金融機関等が同項各号に掲げる外国法人に該当するかどうかの判定」を加え、「に規定する貸借料等」を「の外国金融機関等が同項に規定する貸借料等」に改め、同条第八項中「第六十七条の十七第九項」を「第六十七条の十七第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第六十七条の十七第九項」を「第六十七条の十七第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第五項の規定は、法第六十七条の十七第九項に規定する政令で定める差益について準用する。この場合において、第五項中「、同項」とあるのは「、法第六十七条の十七第九項」と、「外国金融機関等（次項において「外国金融機関等」という。）」とあるのは「特定外国法人」と読み替えるものとする。

8　法第六十七条の十七第十項において準用する法第四十二条の二第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

第三十九条の三十四の二第一号中「営む」を「行う」に改め、同条第三号中「営まれる」を「行われる」に改める。

第三十九条の三十四の三第一項第一号から第三号までの規定中「営む」を「行う」に改め、同条第二項第一号中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に改め、同項第二号及び第三号中「営む」を「行う」に改め、同条第四項第一号中「株式交換完全子法人」の下に「法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。以下この項において同じ。」を加え、「営む」を「行う」に改め、「株式交換完全親法人」の下に「（同条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号及び第三号中「営む」を「行う」に改め、同項第五号ロ中「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に改め、同条第六項中「第三十九条の十四第二項」を「第三十九条の十七の二第二項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　次に掲げる取引は、外国法人と当該外国法人に係る関連者との間で行われた取引とみなして、前項第三号イの規定を適用する。

一　外国法人と当該外国法人に係る関連者以外の者（以下この項において「非関連者」という。）との間で行う取引（以下この号において「対象取引」という。）により当該非関連者に移転又は提供をされる資産、役務その他のものが当該外国法人に係る関連者に移転又は提供をされることが当該対象取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合における当該対象取引

二　外国法人に係る関連者と当該外国法人に係る非関連者との間で行う取引（以下この号において「先行取引」という。）により当該非関連者に移転又は提供をされる資産、役務その他のものが当該外国法人に係る非関連者と当該外国法人との間の取引（以下この号において「対象取引」という。）により当該外国法人に移転又は提供をされることが当該先行取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合における当該対象取引

第三十九条の三十四の三第十三項中「居住者又は内国法人と第三十九条の十四第三項に規定する特殊の関係のある同号に規定する非居住者」を「非居住者で、第三十九条の十四第六項第一号イからへまでに掲げるもの」に改める。

第三十九条の三十五第三項中「旧株」を「所有株式」に、「有していた」を「有する」に改め、同条第四項中「適格株式交換」を「法人税法第二条第十二号の十七に規定する適格株式交換等」に、「第百十九条第一項第八号」を「第百十九条第一項第九号」に改め、同条第五項中「旧株」を「所有株式」に、「有していた」を「有する」に改める。

第三十九条の三十五の四第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改め、同項に次の一号を加える。

五　平成二十九年改正法附則第六十九条第九項及び第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の八の規定